

# 国家戦略特区ワーキンググループ提案に関する集中ヒアリング (議事概要)

---

(開催要領)

日時 平成 25 年 9 月 17 日 (金) 12:00～12:40

場所 永田町合同庁舎 7 階 特別会議室

出席

<有識者>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 工藤 和美 シーラカンスK&H株式会社 代表取締役  
東洋大学理工学部建築学科 教授

委員 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府 教授

<提案者>

北海道

<事務局>

(提案概要)

「JAPANフードピア」構想（北海道経済連合会との共同提案）

「世界に開かれた観光王国・北海道」戦略特区

「エネルギー基盤創成」戦略特区

---

(議事概要)

○藤原参事官 北海道からの御提案でございます。

JAPANフードピア構想、世界に開かれた観光国北海道戦略特区、エネルギー基盤創成戦略特区ということで、北海道経済連合会会長、北海道庁の皆様からのヒアリングを行いたいと思います。

全体で40分程度ということでございますので、20分程度プレゼンテーションを頂戴いたしまして、その後、質疑応答という形にさせていただきます。

議事録、資料は、公開の扱いとさせていただきます。

○北海道 このたびは、私ども北海道からの提案内容につきまして、御説明させていただく機会を頂戴し、感謝を申し上げます。

本来でありますと、高橋知事が出席して、御挨拶、御説明させていただくところがございますけれども、本日は道議会開会中のため、欠席させていただくことをおわび申し上げます。

このたび、北海道から提案をいたしましたテーマは、食、観光、エネルギーの3つでござ

ざいまして、いずれも本道の恵まれた自然や広大な土地、豊富な農林水産物やエネルギー資源など、その優位性を最大限に発揮いたしまして、我が国の成長に積極的に貢献できる分野と考えているところです。そして、北海道といたしましても、今後の本道の発展を牽引していく分野として、重点的に推進していくこととしているものでございます。

3つの提案のうち、食の関係につきましては、北海道経済連合会と道との共同提案とさせていただきます。

本日はそれぞれのテーマにつきまして、北海道経済連合会、そして、道庁の担当セクションの職員より、御説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に食の関係、JAPANフードピア構想につきまして、北海道経済連合会から願いたします。

○北海道 それでは、早速、規制緩和を重点的にということでございますので、全体を簡潔にお話させていただきたいと思っております。

資料をお開きいただきまして、1ページ目でございます。ここで申し上げたいのは、今後成長するアジアの食市場、巨大なハラルの市場、こういったものを我々が狙わない手はない、狙わないアベノミクスはない。とるか、とられるか、ほかの国も狙っていますので、頑張るとりましようということでございます。

2ページ目にいきますと、日本の食品産業はどうかと俯瞰いたしますと、産業力が若干不足ぎみだと思っております。しかしながら、発展のポテンシャルはある。それでは、オールジャパンでもって、一大産業化をして、世界に打ち出していましようということでございます。

その手本にしたいのは、世界の食品大国のオランダでございます。オランダをいろいろ勉強しました。非常によくできた国です。再び日本はオランダに学ぶべきではないかということで、世界の食品の第二の輸出国オランダの手法を学びながら、私どもも一大産業化しよう。韓国も頑張っていますけれども、とられることなく、とっていこうということでございます。

4ページでございますけれども、その担い手はとなりますと、いろいろな条件で、比較優位性のある北海道を使わない手はないのではないかとということで、私どもの既設のもので、優位なものを示してございます。

5ページには、北海道の食の高付加価値活動と申しますが、バイオクラスター活動は、日本よりむしろEUのほうが私どもを認めていただいておりますし、ここには書いてございませんけれども、今や観光も食も海外では日本へ行こうというよりも、北海道へ行こうという話をよく耳にします。そういったことで、担い手になるに十分な条件が備わっていると、自己宣伝をするところでございます。

6ページにまいりまして、以上を踏まえて、我が国の食産業を元気にして、世界のほしがる食を創造、輸出を盛んにしていく、そんなJAPANフードピア構想というものを、私どもが作りました。そして、北海道を拠点に推進していこう。そのことによって、2020年ま

でに国が目指す1兆円の輸出もさることながら、オランダ並みの8兆円の輸出まで目指していこうではないかということが、6ページに書いてございます。

そのための取組は、3本柱になると思ってございます。

1つには、フードサイエンスの研究拠点をしっかり形成するということ。

それをベースにしながら、高くてもたくさん売れる商品を開発していこうということでございます。

そして、これをもって、単なる素材としての実力以上に売り続けようではないかというのが、この取組の柱となってございます。

8ページ目でございますけれども、これが全体を進める体制でございます。先々の日本の経済を考えれば、自動車だけで支えるわけにもいかない。そろそろもう一つ国を支える産業として、国を挙げて、食産業を盛んにすることに取り組もうではないか。そのためには、大臣をトップに新たな国興しに、残された大躍進の可能性に取り組んでいこうという体制でございます。

この体制については、私どもはオランダの例を参考にしながら、食のバリューチェーンというものを、一つ一つしっかりとしたセンターでもって形成して、取り組んでいこうと思っております。

10ページ、ここで必要な規制改革、税制、財政を書いてございます。

この話をする前に、11ページの下のほうに書いてございますように、経済効果は、オランダ並みのものが実現できれば、私どもとしては、GDPでもって約20兆は創出できるだろうと思っております。また、税収も9,000億は出るだろうと期待をいたしてございます。

そして、そのために必要な応分な措置としての規制緩和、税制、財政の措置と書いてございますけれども、ここでは国際戦略特区で達成できなかったものを中心に、規制緩和の項目を掲げてございます。8項目です。飛びぬけて重要と私が思っております、⑤について、若干お話をさせていただきたいと思えます。

我が国の食産業の飛躍的な発展のため、食品の健康増進機能に着目して、付加価値向上を図るという戦略を実現するためには、健康増進機能について、食品に適切に表示できるようにする必要があると思っております。これはサプリメントにとどまらず、農産物、加工食品も含めた、食の輸出に挑戦するための一丁目一番地の条件整備であると考えてございます。

我々はそのような考えから、国際戦略特区の制度として、一定の要件をクリアした道内製造の食品のパッケージ表示に、当該商品について、論文で公表された内容の表示を可とする制度の制定を求めて、関係当局と折衝を重ねてまいりました。しかしながら、論文の内容表示は認められず、許された表示は極めて限定的なものとなりました。具体的には、商品について、健康でいれる体づくりに関する科学的な研究がなされた商品、そういった限定的な表示にとどまったわけでございます。

制度ができて、既に運用して、1回目の認定審査もありました。今のところ、その表示

でもって12品目、企業の数で8社、1回目の認定をしました。現状はそうなっております。

その後、6月に国の成長戦略の中で、食の機能性表示について、アメリカ並みの大胆な改革を来年度中に仕上げると、記載が書かれてございます。大変勇気づけられているところでございますが、今回の提案では、昨年度かなわなかった論文の内容の表示を再度求めるようにしてございます。これが認められれば、実質的には機能性表示が可能となりますので、消費者の判断材料として望むところであり、また内外における当該商品の売上は、間違いなく急増し、食品の輸出は早期に飛躍的に増加するものと予想いたしてございます。また、関連産業への波及も期待されるところでございます。

ところで、我が国では、これまで高齢者の増加や国民の健康志向の高まりから、食の持つ健康増進機能の果たす役割が大きくなってきているところでございますけれども、そんな中で、長年にわたりまして、薬の世界は、食の有する健康増進機能というものを生かそうとする動きを、通達とかガイドラインによって、若干過剰な行政権でもって抑えつけ、機能性の表示を許してこなかったという見方がある。それは関係者の否めないところではなかろうかと思っております。これによりまして、消費者が望んでいる有用な情報の提供をどれほど抑制してきたのか、また、ひいては、食品産業の成長の妨げになっていなかったのか、程度はともかくも、国益を損なってきたと言っても過言ではないかと思っております。リスクを回避できるように、工夫、努力して、よいところを極力生かしていく、そんな道を開いていくことが、消費者のため、それに応える努力をしている事業者のためにも、また、関連する産業の発展のためにも、大切なことではなかろうかと思っております。

ぜひともこれを機会に、関係者におかれましては、薬と食の間のグレーのゾーンを解消して、食の持つ健康増進機能を生かした、健康長寿産業の育成と健康長寿社会の形成を目指していくべきであろう、そういう考えも込めまして、今回の⑤の提案になってございます。

私からは以上でございます。

○北海道 次は観光です。

○北海道 観光局でインバウンドを担当しております。よろしくお願いいたします。

私どもから御提供しておりますカラー刷りの資料の裏表で御説明したいと思います。

今回は特に規制緩和の部分にフォーカスして、簡単に御説明をいたしたいと思っております。

1つ目は、ビザの緩和でございます。

観光の資料の一番後ろに、日本と韓国のビザの状況について、比較した資料をつけさせていただいておりますので、参考にごらんいただければと思います。

現在、我が国では、インバウンド振興ということで、周辺国と競争しておりまして、ビザについては、かなり緩和が進められましたけれども、なお、ライバル国、具体的には韓国と考えていいと思っておりますが、そことの格差はまだございます。そういう意味では、少なくともライバル並みの緩和を今後もしていただきたいというのが、この要望の趣旨でござ

います。

次は道内各空港のCIQ体制についてでございます。道内は千歳ばかりではなくて、地方空港にも随分と海外から路線が入るようになりました。千歳、旭川、釧路、函館、帯広にもチャーターが相当入るようになりまして、昨年と比べましても、8月だけで27%の座席増になってございます。今後さらに増やしていくためには、千歳空港だけではだめで、むしろ地方空港にどんどん入ってもらって、そこから新しい観光の魅力を感じてもらう、これは非常に大事だと思っています。

今、北海道に入ってきている方々は、ほとんどが千歳インアウトなので、道央圏中心の観光になっています。これを広げて、周遊できるようにすることが大事です。しかしながら、CIQの今の体制は、国家公務員の皆さんの職員数も抑制されていますので、ほとんどがCIQ職員の出張対応の形になっています。先日は入管の職員が交通渋滞に巻き込まれて、2時間も遅れてしまって、到着しているのに、お客さんが空港から外に出られないこともあったと聞いております。ここを改善するという意味では、民間や我々地方自治体の職員の活用といったこと、例えば委託方式にしたり、あるいは併任発令のような方法もあるのかもしれない。そうした改善をぜひお願いしたいというのが2番目でございます。

3番目は、御存じのとおり、新千歳空港は自衛隊との共用空港になっておりまして、従来の経緯から、旧共産圏の国々の乗り入れ制限がかかっている部分がございます。曜日ですとか、時間帯、そうしたものの改善をお願いしたい。

4番目は、インバウンドにおける外国人人材の活用です。国の戦略でも、今、海外からのお客さん、特にASEAN諸国からの来訪を重視していると認識しております。北海道についても、最近、タイ、マレーシア、シンガポールなどから、大幅な入り込みの増という状態になっております。

そのときに1つお考えいただきたいのは、ASEANの方々に対して、北海道が持っている決定的なキラーコンテンツというのは、雪、冬の魅力です。タイの方々ともよく話をするのですけれども、憧れはやはり冬の魅力、雪の魅力だとおっしゃっています。

こうした方々に対するおもてなしという意味では、従来、北海道のニセコ周辺には、随分オーストラリアの方々が入ってきていまして、魅力があるということだったのですが、これはあくまでも夏冬の季節逆転のメリットを使って、スキーヤーの方々が北海道にも来たいということなのです。そうすると、1年に2回スキーができる、こうした魅力なのですけれども、これからたくさん北海道に来たいと思っておられる方々の楽しみというのは、そんなハイレベルのスキーヤーではないのです。ある意味では、雪遊びをしてみたいというところの延長のようなことに期待感が非常にある。

ところが、今、在留資格というのは、非常に制限が厳しいです。極端なことを言えば、3年間のインストラクターとしての実務経験を持っていなければならない。終身雇用の日本だったら、3年の経歴というのは、すぐに会社から出してもらえられないけれども、海外の方々の就労の形式というのは、いろんな国を渡り歩いて就労していて、そこか

ら3年分の経験を集めて持ってこいといっても、それは無理ですし、3年というのは、3シーズンという意味ではないのです。36カ月です。つまり36カ月分のインストラクターのキャリアを持っているということは、1年間に4カ月しか働けないとしたら、9年近くかかる、そんなハードルが高くなってしまっている。その辺を改善して、外国人の方々に来ていただけるような、国際観光という意味での在留資格を新たに設ける必要があるのではないかと思っています。

外国語で冬遊びの体験をインストラクトできる、フロント業務、あるいはコンシェルジュ業務のようなものを、母国語でできるような方々がどうしても必要なのではないか。これは北海道というよりは、むしろバーチャル特区みたいな形で、全国でいいと思います。先日、沖縄の方とお話をしましたら、沖縄ではスキューバダイビングによる在留資格みたいなものが必要なのだということをおっしゃっていましたので、北と南で似たようなことを考えているねという話をしたのですが、ぜひそういった方法を御検討いただければと思います。

○八田座長 スキーのインストラクターですか。

○北海道 スキーの他に、スノーボードもありますし、スノートレッキングだとか、そり遊びだとか、夏でしたら、ラフティングとか、いろんなアクティビティ、これからは滞在型の観光を目指していく。観光地だけを単にぼっと見て帰るのではなくて、北海道なり、日本のよさをいろいろ体験していただくためには、ぜひ在留資格というものを御検討願いたいと思っています。

次はIRです。IRは、どちらかという、シンガポールの大きな施設のイメージがあるわけですが、地方の温泉リゾート型とか、今、申し上げたウインターリゾート型、地方でも活用できるような、多彩な可能性を持ったものにしていただきたいということがございます。

クルーズ船については、たくさん入ってくるようになるのですけれども、先ほどの入管の関係と同じですが、船上でできるような形でお願いしたいということです。

次は二次交通の関係が書いてあります。具体的にいいますと、貸切バスの営業エリアの問題でございます。今年4月、北海道に台湾から相当の数のお客さんが入ってきたのですけれども、バスの手配ができないといって、キャンセルが大量に出たというトラブルがありました。色々な要因があるのですけれども、その一つに、貸切バスの営業エリアを北海道では7つに区切っていて、そこから別のところへ行って、戻るのはいいのだけども、Aという営業エリアからBに行って戻るのはいいのですが、Bに行って、その空港で、次のお客さんがCに行く、そこは営業できないという仕掛けになっています。

○坂村委員 タクシーと同じですね。東京のタクシーは、神奈川に行くと営業できないのです。

○北海道 そういう構造を少しでも改善していただくことができないかというお願いでございます。

最後、新千歳空港における深夜・早朝便の着陸料の軽減についても、ぜひ軽減できるようにお願いしたいと思います。

ばらばら申し上げましたけれども、こうした緩和が実現すれば、北海道はインバウンド観光のフロントランナーとして、必ず観光立国日本の実現、あるいは再興戦略に掲げております、2030年3,000万人の実現に大いに貢献できるものと確信しておりますので、よろしくお願いいたします。

○北海道 最後3つ目、エネルギーの関係について、御説明します。

○北海道 3番目の東にエネルギー基盤創成戦略特区がございます。

A3のカラー刷りがございますが、その裏を見ていただいて、そこに即して御説明したいと思います。

御案内のとおり、北海道は全国トップクラスの再生可能エネルギーの賦存量を有しております。

最近では、道内でも高温超電導直流送電の実証試験ですとか、あるいは世界最大規模の蓄電池の実証が進められておりまして、広大な土地を背景として、大規模実証フィールドの適地としての優位性を持っていると考えております。

それから、国際的な視点で、エネルギー連携として重要な地域であります、ロシアとも隣接をしている。

こういう北海道におきまして、施策を集中的に展開することで、我が国の中長期的なエネルギーの多様化と持続可能なエネルギーの確保にも貢献をしていきたいと考えております。

そのための措置としまして、①ですが、エネルギー供給拠点の形成に向けた新たな仕組づくりということで、アのところにございます。北本連系設備の容量拡大に向けた整備ということでございます。冒頭に申し上げたように、私ども北海道が持っているポテンシャルを生かしまして、日本全体での再生可能エネルギーの導入拡大を果たすためには、北海道と本州をつなぐ、いわゆる北本連系設備の加速的な拡大が必要かと思っております。

その効果について申し上げますと、風力発電を例にとりますと、平成23年度までに全国で累積導入された風力発電は、260万キロワットでございます。これに対しまして、北本連系設備の増強によりまして、本州での調整電源の活用をすることで、道北ですとか、オホーツクのポテンシャルを生かすだけで、260万の1.5倍に当たります、約380万キロワットの風力発電の追加導入が可能と考えております。

国の成長戦略におきましても、クリーン、経済的なエネルギーの実現という項目の中で、北本連系設備の増強が1つのKPIにも挙がっております。ぜひともこの導入拡大を図ることで、北海道のポテンシャルを全国の再生可能エネルギーの導入拡大につなげていきたいと考えております。

①のウのところがございますが、日露エネルギー連携に関する環境整備ということで、私ども地域としましても、サハリン州などとの交流拡大については、これまでも進めてき

ておりますが、ロシア極東地域の連携の環境整備ということで、国においても実施をしていただきたいと思っております。

②の新エネルギーの導入拡大に関して、アの上から3行目にバイオマスの既存発電設備の関係を書いております。北海道の中で、農林水産業から豊富なバイオマス関係の資源が創出されるということで、これをいかにエネルギーに活用するかということにつきましては、バイオマスは出力が安定する電源であると同時に、地域の分散型電源としても、非常に大切な資源だと考えてございます。

バイオマスにつきましては、昨年7月の固定価格買取制度を契機としまして、電気事業法の施行規則が改正されまして、固定価格買取制度に基づいて、新規に整備された設備については、1つの契約で2本の電気の引き込み線が認められたわけですが、既存の設備については、その対象外となっております。このため、多くの既存設備で、能力がありながら、発電していない施設がございます。この見直しをしていただくことによって、導入拡大、発電の拡大が可能と考えてございます。

また、バイオマスについて、今、北海道では、固定価格買取制度を契機にメガソーラーの導入の計画が進んでおりまして、送電線の容量といった制約が新たな問題として生じております。ただ、バイオマスに関しては、メガソーラーが発電をしない夜間に集中的に発電をするといった、運用上の工夫が可能でございまして、そういう意味では、メガソーラーの導入と相補的な効果ももたらせるということです。

現在、バイオマスに関しては、固定価格買取制度の認定などで、複数の省庁との協議が必要ということで、手間がかかっているわけですが、手続の簡素化についても、御検討いただけないかと思っております。

イのところにあります、バイオエタノールです。農業振興ですとか、地域振興の上でも、バイオエタノールの活用は重要だと思っております。直接混合によるE3ですとか、E10の普及に向けた枠組みが、現在、波及していない中で、普及については、そこが一つの障害になっております。こういったものの仕組みの整備を早期にお願いしたいと考えております。

③エネルギーの新技术の実証フィールドの集積でございます。

冒頭、申しましたが、北海道は広大な大地ということもありますし、積雪寒冷という特性を活かしまして、さまざまな実証試験が行われておりますし、今後も実証フィールドとして貢献できると思っております。そのための投資ですとか、法人に関する税制の問題、海外からの技術者のビザの発給に関する規制緩和、期間の延長等々をお願いしたいと思います。

ここには書いてございませんが、本編のほうには書いてあるのですが、燃料電池車等々の開発は、これから国としても重要課題として取り組みを進めていくことになろうかと思っておりますが、例えば燃料電池車の試験車に関して、大規模工業団地内での公道走行に関する検査の簡素化といった取組についても、御検討いただければと思っております。



北海道の持つポテンシャルを我が国のエネルギーの多様化、持続可能性の確保につなげていくための施策として、ぜひ御検討いただければと思っております。

以上でございます。

○北海道 北海道から3点御説明申し上げました。よろしく申し上げます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

○坂村委員 最初のフードピア構想は、非常に立派な構想だと思うのですが、これはいろいろと規制もあって、そこを緩和してほしいという話もわかったのですが、それとは別に大きな構想を推進するための仕組みとか、これは民間会社の協力が非常に重要だと思いますが、参加したいという具体的な体制とか、北海道としてのバックアップ、たとえば特区であろうと何だろうと関係なく進めるのだとか、そういうバックグラウンドはどうなっているのですか。

○北海道 本件につきましては、具体的なものはまだございません。物が物だけに、国家的な事業として取り組むことを前提に申し上げていますから、それなりに国として方向性を示していただいた段階でもって、そういう具体的な話は、個別に持っていきこうと思っています。

ただし、そうは言いながらも、食品業界さんからは、国に採用していただけるのであれば、この趣旨には大賛成だから、少しでも書いてほしいというお話をいただきまして、ここに賛同ということで書かせていただきました。非常に興味を持ってございます。そして、その可能性はあるということも、彼らはよくわかっています。したがって、この市場は何としても物にしたい。

ただ、国策としても、食を産業にしようという取り組みは、若干見えない、薄いと思います。そこのところを充実していけば、かなりのスピードで実現できると思います。いずれにしても、市場は間違いなくできます。

今、韓国も必死になって、ちょっと遅れていますけれども、2015年までに500億入れて、益山市にフードポリスをつくりつつございます。そんなものに負けてられないのです。

ただし、これは一部の民間企業だけではできません。国家としての取り組みで、1本になって取り組まなければできません。いずれにしましても、今の段階では、具体的な話はないまでも、非常に期待を持って賛同していただいているのが現状です。

○坂村委員 国家が関わっていった場合、答えにくいかもしれませんが、いろんな規制を緩和するというのと、あと、今も何回かおっしゃっている500億円というお話が出ていますが、どちらが優先ですか。

○北海道 これは両方です。

○坂村委員 500億円がないとだめなのですか。

○北海道 説明は省略いたしましたけれども、最低限こういう整理が必要だというのは、資料の12ページ以降に書いてございます。これがバリューチェーンを形成する、一つ一つの機能をナショナルセンター化するものでございます。このぐらいのことをやらない限り

進みません。そのためには、お金はかけようですけれども、300とか500という数字が必要になってきます。ただし、これは必ず回収できます。日本の技術をもってすれば、間違いなくできるのです。

だから、言ってみれば、企業経営と同じです。投資の大小というのは、回収可能性、回収の見通しがどうなのかということと、市場があるのかということだと思いますけれども、そういう意味で、条件は備わっていると思います。だから、その決断がなければ、逆にできませんけれども、そういう決断さえつけていただければ、メーカーさんが乗ってきます。メーカーさんはオランダに行って、オランダで自分たちの商品開発をやっているぐらいです。

日本は、原料がなくても、四季があって、4つのシーズンがあって、水が豊富で、これは言ってみれば、他の国の油の資源と似たようなものだと思います。そういったものを食産業でもって活用すべき余地が残っているのは、日本しかないと思います。したがって、これは日本にのみ残された可能性だと思いますので、ここに国家が一定程度の投資をして、回収する見通しも、かなりの確度でもって評価できますから、取り組むべきだと思います。そういうことを込めて申し上げます。したがって、お金は結構かけなければなりません。でも、回収は間違いなくできるでしょう。それだけは、他の国より優位性があります。

以上です。

○坂村委員 わかりました。

あと、観光のところで、海外から道内に入ってくることを委託する、これは国から地方委託みたいなものですね。税関の業務とか。もちろん条件を満たすための研修を受けるとか、そういう資格を取ることは重要だけれども、これは何かできそうですね。

○北海道 昔、パスポートの業務というのは、都道府県までだったのです。規制緩和をしていただいて、今、市町村でもパスポートの申請、受け取りができるようになっていきます。当時は大反対をされて、岩盤規制だったのですが、やってみれば、できたのではないかということもあると思います。

○坂村委員 わかりました。そうでないと、広いところだから、たくさん来たときに、間に合わなくなってしまうのですね。

○北海道 そうです。北海道の職員には、獣医などもたくさんいますから、（動物検疫などの）対応も可能なのではないかと思います。

○坂村委員 あと、さっきのバスもそうですね。

○北海道 そうですね。

○坂村委員 東京のタクシーが、神奈川へ行って営業してはたまらないけれども、北海道ぐらい広いと、協力し合ったほうがいいということですね。

○北海道 それもごさいます。バス自体は不足状態が続いています。今、いろいろ工夫をして、観光庁さんとも御相談していますけれども、そういった規制緩和で緩やかにすれば、

融通がきく部分があります。

○坂村委員 もっとよくなるということですね。

○八田座長 バスの数に関する規制もあるのですか。

○北海道 バスの数についてはないです。3台以上持っていれば、営業許可が出ます。今は届出制形になっていますので、そこは大丈夫です。

○工藤委員 1つは、先ほど御説明があった中で強調されていた、10ページの⑤の食品の機能性表示制度の発展があって、資料はこちらにもついているのですが、これがこの程度で押しとどめられた最大の理由というのは、何だったのでしょうか。お望みのようには書けなくて、先ほどおっしゃったように、3行ほどしか書けなかった。最大の理由は何か。

○北海道 それは国に聞きたいぐらいなのですから、やはり薬事です。今、日本はどちらかというと、普通の食品と薬という2つで、中間のグレーゾーンのところ、はっきりしていない部分があると思います。したがって、その曖昧さが、薬の世界で迷惑に及ぶと彼らが考えると、食のほうに入り込んで、あれもこれもだめだという世界がずっと続いてきたわけです。その打破ができないで、ずっときたということです。

○工藤委員 書き込み過ぎると、薬のように思われて、消費者が勘違いするのではないかということがあったからですね。

○北海道 そうです。薬が減って、薬もどきの食でもって、満たされたくないという考えだと思います。

これはいろいろと難しい問題もありますけれども、よきところは伸ばすということ、得失は必ずあるわけだから、失の部分は何かで補いながら、得を生かしていくということで、得を抑えてでも、失を防ぐのだというやり方に見えたのです。それはそろそろ時代遅れではないですか。それを打破すれば、こんな可能性が開けるのだから、やりましょうということでございます。

○北海道 4月5日の資料があるのですが、これが国際戦略総合特区で最初に提案したものです。海外の表示なども示していますけれども、海外では食品の健康増進機能のPRの表示ができる、日本は薬事法上できない。

○北海道 認められていないわけです。

○北海道 でき上がったものは、こういう形なのですが、折衝の過程では、打ち合わせの中では、今ある制度も薬事法違反だと言われました。最終的にこれは認めていただいたのですが、薬事法というのは、非常にポイントが大きいです。

○八田座長 それでは、観光についてですが、先ほど滞在型のインストラクターなどについてビザの緩和をしてほしいということでした。これについては、具体的にどのような要件の緩和をお望みですか。

○北海道 実際、現場で困っていて、採用は少しずつしているのです。どういう方法でやっているかと言いましたら、ワーキングホリデーを活用しているのです。ワーキングホリ

デーでは制約があり、1回しかだめなのです。来年、再来年、せめて3年ぐらいは継続して来てほしいということに答えられなかったり、ワーキングホリデーの協定を締結している国は限られています。

○八田座長 別なものをつくるとしたら、どういうものだったらよろしいですか。

○北海道 1つは、スキルのハードルを下げてくださいということです。そういう意味では、観光に携わる業務だけれども、今も求めているような、非常にハイスキルなものではないと、就労を認めないということではなくて、アシスタント的な形でお手伝いできるような職員、ただし、日本語とタイ語ができる人とか、そうした方々です。

○八田座長 例えばこれは道が認定するとか、そういった仕組みにすればよろしいわけですか。

○北海道 そういった形でもよろしいかもしれませんし、国として、新しい在留資格をもう一つつくっていただいてもいいと思っています。

○八田座長 なるほどね。在留資格については、実際の必要度などは、地元の労働事情もあるでしょうから、道でもって判断することがあってもいいわけですね。

○北海道 そうですね。いいです。

○八田座長 それから、先ほどのCIQですけれども、荷物のことと、イミグレーションのことと、検疫と、今はそれぞれ別々だろうと思うのですが、これは全部国の資格を持った人がやらなければいけないのですか。

○北海道 今はそういうふうになっています。

○八田座長 3つのどれも、民間委託はできないのですか。

○北海道 そうです。

○八田座長 特にこの3つのうち、一番切実にやってほしいところはどこでしょうか。

○北海道 観光ですので、人です。そういう意味では、入管業務です。

○八田座長 わかりました。どうもありがとうございました。